



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

同時発表：各地方運輸局
沖縄総合事務局

平成 31 年 3 月 15 日

観 光 庁

バリアフリー化で誰にとっても優しい旅館・ホテルに

～「宿泊施設バリアフリー化促進事業」の公募を開始～

〔2019 年第 1 期公募（平成 30 年度第 2 次補正予算事業）〕

観光庁は、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する車椅子利用者用客室等の整備を支援する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（宿泊施設バリアフリー化促進事業）」の公募を 3 月 15 日（金）から開始します。

近年、大規模な災害が頻発する中、こうした災害時においても訪日外国人旅行者の高齢者・障害者等が安全・安心に宿泊施設を利用できるよう、一時滞在施設や避難所となり得る宿泊施設のバリアフリー化を加速化させていくことは喫緊の課題となっています。

このため、観光庁では、高齢者・障害者等の要配慮者の受入体制等に関して、一定の要件を満たす宿泊施設が実施する車椅子利用者用客室等の整備について、以下のとおり支援を行います。

1. 公募期間 平成 31 年 3 月 15 日（金）～5 月 31 日（金）

2. 補助対象事業及び補助率等

客室の大規模改修等（車椅子利用者用客室の整備等） 1 / 2 補助（上限額 1,000 万円）

3. 補助対象事業者の要件

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）のうち、次の 2 つの要件を満たす者

- ①災害時における宿泊施設の提供に関する協定を、地方公共団体と締結している組合等に所属している、又は直接に協定を締結していること
ただし、上記協定は、高齢者・障害者等の要配慮者への提供が定められたものに限る
- ②訪日外国人旅行者の高齢者・障害者等が宿泊した実績を有すること

※その他詳細（公募要領、申請書等）は、観光庁 HP をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/kankocho/page06_000163.html

【問い合わせ先】

観光庁 観光産業課 担当：辺見、高橋、浜砂
電話：03-5253-8111（内線 27-305、27-327）
03-5253-8330（直通）
F A X: 03-5253-1585

宿泊施設バリアフリー化促進事業

全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援する。

事業内容 旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）を対象とし、下記の事業に対する支援を行う。

<p>補助区分 【支援事業例】</p>	<p>① 客室の必要最低限の改修等 (一般客室のレベルアップ)</p>  <p>手すりの設置 段差の解消</p>	<p>② 共用部の改修等</p>  <p>スロープの設置 エレベーターの設置</p>	<p>③ 客室の大規模改修等 (車椅子利用者用客室等の整備)</p>  <p>車椅子利用者用客室の整備</p>
<p>2019年 第1期募集 平成30年度二次補正予算 公募時期：2019年3月15日～5月31日</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1 / 2 補助 上限額1,000万円 ※高齢者・障害者等の要配慮者の受入体制等に関して、一定の要件を満たす宿泊施設に限る</p>
<p>2019年 第2期募集 平成31年度予算 公募予定時期：2019年6月頃～8月頃 (詳細公表は2019年4月頃を予定)</p>	<p>定額補助 (必要経費の実額補助) 上限額100万円</p>	<p>1 / 2 補助 上限額500万円 ※②、③のどちらかのみ、或いは両方を実施のいずれの場合も可</p>	

補助対象事業者の要件

(第1期募集)

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）のうち、次の2つの要件を満たす者

- ①災害時における宿泊施設の提供に関する協定を地方公共団体と締結している組合等に所属している、又は直接に協定を締結していること
ただし、上記協定は、高齢者・障害者等の要配慮者への提供が定められたものに限る。
- ②訪日外国人旅行者の高齢者・障害者等が宿泊した実績を有すること

(第2期募集)

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）

※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は対象外